

我が国の民事訴訟における当事者の真実義務

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 拓也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21796

2020年度 法学研究科

博士学位請求論文（要旨）

我が国の民事訴訟における当事者の真実義務

民事法学専攻

鈴木 拓也

I 問題意識と目的

我が国の民事訴訟における当事者の真実義務は、明文上の法規が存在しないものの、学説上肯定され、真実発見、自白の効力、証明妨害法理との関係でこれまで問題とされてきた。しかし真実義務はその具体的内容について見解の相違が存在し、また真実義務と関連する上記諸問題についてもなお議論する余地がある。

本稿は以上の問題意識から、真実義務の構造や具体的内容等を総合的に検討し、真実義務の内容や上記諸問題との関係の解明を試みるものである。

II 構成及び各章の要約

本稿は序章・終章の他、全5章によって構成されている。

序章 真実義務をめぐる諸問題

本章では検討に入る前段階として、我が国における真実義務論の現状をとりまとめ、真実義務に関する本稿の問題意識と検討方針を示した。

第1章 1895年オーストリア民事訴訟法典における真実義務の成立過程

本章ではドイツ・日本の双方に影響を与えたオーストリア民法における真実義務の成立過程を概観した。オーストリアでは訴訟の公益性や公法的側面の強調を基礎として真実義務論が展開されており、これら観点に基づいて、真実義務は自白の効力に優先する、裁判官の訴訟指揮権を強化するといった形で真実義務論が発展した。特に真実義務が「正当な判決」の第一条件とされる「判決は真実に基づかなければならない」という要件との関連で論じられ、その上で真実義務が訴訟上の私法・公法関係の双方における義務とされ、その違反が両関係における利益侵害とされた点に留意する必要がある。

第2章 20世紀前期のドイツにおける真実義務論について

本章では我が国の真実義務論に影響を与えたドイツの真実義務論、とりわけ1877年のdCPO成立から1933年のdCPO改正に至るまで、真実義務論がどのように展開されたかということ概観し、ドイツの真実義務論のその根底にどのような思想・理論等が存在したかを分析した。

この時期におけるドイツの真実義務論はゲルマン法的思想、訴訟における公法的-私法的関係、訴訟法に留まらない法構造全体の分析、訴訟法の社会的思想による修正といった様々な観点から検討されたが、共通して「虚偽によって判決の基礎となる事実を歪めてはならない」という判決の正当性との関係で真実義務を論じていたことがうかがえる。

第3章 ドイツ民事訴訟法における真実義務について

本章では、近年のドイツにおける真実義務論の現状を概観し、これを踏まえた上で我が国の真実義務論に

ついて指摘を行った。

ここではドイツの議論を参考として、我が国の真実義務について、(1) 真実義務の制度趣旨は適正手続の保障と判決の基礎たる事実の真実性の保障と捉えるべきである、(2) 真実義務は当事者がある事実を陳述・提出する以上、その事実は主観的真実に反していないことの保障を当事者に課す訴訟上の義務である、(3) 真実義務は自白の成立要件との関係で問題とされるべきである等の論点を指摘した。

第4章 アメリカ連邦民事訴訟規則における不適切な陳述・答弁の規制について

本章ではアメリカ民事訴訟規則のプリーディング、ディスカバリー手続における当事者の不適切な陳述・答弁の規制を分析した上で、我が国の真実義務論について指摘を行った。

アメリカでは不適切な陳述・答弁という問題について、(1) 訴訟手続の適正さや遅延防止といった手続それ自体の適正と関連づけられている、(2) 不適切性が客観的基準により判断される場面がある、(3) 規制に違反する者に対して金銭的制裁が設けられている、といった特徴があることを指摘した。また *spoliation inference* という法理を参考として、我が国の真実義務と証明妨害法理の関係について、特に(4) 民訴法 224 条 2 項の主観的要件として過失は問題としえないのではないかという視座を示した。

第5章 我が国の民事訴訟における当事者の真実義務

本章では序章での問題設定、そして1章から4章までの考察を基礎として、我が国の民事訴訟における当事者の真実義務について総合的な検討を行った。

I. 真実義務と真実発見について

1. 真実発見について

民事訴訟における真実発見は審理過程と結論たる裁判を正当化し、実体的真実に合致した裁判という訴訟制度の目標の一つを達成するための手段の一つと位置付けるべきである。

2. 真実義務について

真実義務は審理過程において不要な争点の排除・迅速な訴訟を保障し、また当事者間の情報偏在状態の解消・当事者の実質的平等を保障することで審理過程を正当化する。さらに真実義務は裁判の基礎となる事実の真実性（当事者の主観的真実）を保障し、裁判の正当性を担保する。

3. 真実義務と真実発見の関係

真実義務が意味する「真実」は当事者の主観的真実であり、真実発見が意味する「真実」は客観的真実・実体的真実であるため、両法理で問題とされる「真実」は異なる。しかし両法理とも民事訴訟における審理段階と結論段階の正当性を担保する法理であるため、真実義務は真実発見に寄与する義務であると考えられる。

4. 真実義務の法的構造について

以上の観点から、裁判の正当性を担保するために当事者に要請される真実義務、適正手続のために当事者に要請される真実義務という二つの態様で真実義務を把握することができる。

II. 真実義務の具体的内容

1. 真実義務の射程

真実義務は民訴法 2 条の信義則を根拠として生じ、また民事訴訟制度に本来的に内在する義務であるため、この適用範囲は狭義の民事訴訟のみならず、人事訴訟、執行手続、破産手続などあらゆる民事手続において妥当する義務である。

2. 真実義務の基本的内容

真実義務の本旨は意図的な虚偽の陳述・証拠提出の禁止である。真実義務は「意図的な」虚偽を対象としているため、真実義務違反の主観的要件は故意であり、過失（重過失）に起因する虚偽は問題にならない。またこの際に当事者にとっての有利・不利も問題にならない。さらに真実義務は狭義の真実義務と完全陳述義務に分けて説明できる。

(1) 狭義の真実義務

真実義務の本旨は当事者の意図的な虚偽の禁止である。そのため相手方が提出した事実・証拠の内容が真実であると認識しつつ、これを否認し、争うこともまた真実義務に反する。また後になって真実に反するとの認識に至った場合、当事者はこれら主張・証明を撤回しなければならない。しかしある事実の真否を「争わない」とする訴訟行為については、これを撤回する必要はなく、「撤回できる」ととどまる。さらに客観的真実に合致した事実であっても、当事者の認識している事実と反するならば真実義務違反となる。

(2) 完全陳述義務

主観的事実の一部を欠いた不完全な陳述が陳述全体として意図的な反真実の陳述である場合に完全陳述義務違反となる。しかし当事者に対して積極的な事実陳述や証拠提出が要請される場合、完全陳述義務は「自身が認識し、当該事項にとって重要であると考えられる全てを陳述・提出せよ」という義務になる。

3. 自己負罪拒否特権との関係

憲法 38 条 1 項によって民事訴訟における当事者は刑事上自己に不利な事実の陳述・証拠提出を拒否することができるが、当該事項に関する積極的な虚偽を認めるものではない。すなわち真実義務は狭義の真実義務との関係では憲法 38 条 1 項による制限を受けず、完全陳述義務との関係で制限を受ける。

4. 真実義務違反の判断基準

真実義務違反であるか否かは種々の要素を考慮した上で、最終的には裁判官の経験則によって判断される。例えば他の事実との関係で内容が矛盾する場合やでたらめな内容である場合は真実義務違反と判断されうるが、それらについて合理的な理由を示すことができれば、真実義務違反にならない可能性がある。

また口頭弁論終結時まで真実義務違反の主張・証明を維持していた場合に真実義務違反があったと判断される。

5. 真実義務に対する裁判所の役割

当事者が真実義務に反する陳述・証明をしている疑いがある場合、裁判所は釈明権の行使等によって当事者に対して当該主張・証明に関して釈明する機会を与えなければならない。それでもなお当該主張・証明が意図的な虚偽であるとの結論に至った場合、裁判所は当該主張・証明を裁判の基礎としてはならない。

6. 真実義務に対する弁護士の役割

弁護士は弁護士法・弁護士職務基本規程の各条に基づいて当事者の真実義務とは別個の真実義務を負い、当事者の真実義務に反していないかチェックするという意味で、当事者の真実義務を反射的に負う。

7. 真実義務違反の効果・制裁

当事者の真実義務違反が明らかになった場合、当該主張・証拠提出を裁判所は裁判の基礎としてはならない。この他、当事者尋問において宣誓した当事者が虚偽の陳述をした際に科される過料（民訴法 209 条）、故意に真実に反して文書の成立の真正を争った場合に科される過料（民訴法 230 条 1 項）、訴訟遅延を惹起した場合の訴訟費用の負担（民訴法 62, 63 条）は真実義務違反に対する制裁の一種である。

Ⅲ. 真実義務と関連する問題

1. 真実義務と自白について

(1) 真実義務に従って自白された場合

真実義務に従ってなした自白を適法に撤回できる場面として「真実と誤信したこと」、すなわち動機の錯誤を理由とした自白の撤回が認められている。ここで自白した事実が反真実であることの証明は錯誤を推認させる間接事実の証明という意義を有するにとどまる。また過失により誤信した場合でも自白の撤回を認めるべきである。

(2) 真実義務に反して自白がなされた場合

真実義務違反の自白によっても自白は成立し、原則として裁判所は自白された事実に基づいて判決をしなければならない。当事者が自白を撤回する場合、相手方当事者が異議を申立てるか、争点整理手続後であれば詰問権を行使した上で、裁判所は自白した当事者に対してなぜ自白をしたのか説明を求めることとなる。この際に当事者が「真実と誤信したこと」を証明できない場合、自白の撤回は認められない。また真実義務違反の自白を後になって撤回しようとする場合、裁判所は民訴法 157 条 1 項よりこれを却下することもできる。

2. 真実義務と証明妨害法理について

民訴法 224 条 2 項は「使用を妨げる目的」で書証を滅失ないし使用不能にさせることを問題としているため、虚偽の一種を問題としている。そのため、同条 2 項においては真実義務がその基礎として存在すると捉えるべきである。

以上のように真実義務と民訴法 224 条 2 項の関係を把握した場合、(1) 真実義務は故意を問題とし、過失（重過失）を問題としないこと、(2) 同条 1 項の真実擬制を同条 2 項の制裁として捉えるならば、過失に起因する場合にまで制裁を科す場合、これは裁判所による裁量権（制裁権）の濫用に該当しうること、以上 2 点を理由として、過失に起因する文書の滅失・使用不能等については同条 2 項を適用するべきではないと考える。

終章 結論

本章では第 5 章の検討によってえられた結論をとりまとめた。